

引上げ分の地方消費税収にかかる市町村交付金(社会保障財源化分)が
充てられるその他社会保障施策に要する経費について

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 50,970 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 876,035 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉						
障害者福祉費	216,108	147,566	10,500	2,734	0	55,308
老人福祉費	44,934	0	0	8,567	0	36,367
児童措置費	63,418	53,880	0	0	0	9,538
母子父子福祉費	5,160	1,881	0	3,000	0	279
小計	329,620	203,327	10,500	14,301	0	101,492
社会保険						
国民健康保険対策費	95,222	39,314	0	0	22,086	33,822
介護保険対策費	180,246	11,211	0	0	0	169,035
後期高齢者医療費	229,446	39,878	0	1,779	28,884	158,905
小計	504,914	90,403	0	1,779	50,970	361,762
保健衛生						
予防費	23,995	622	0	0	0	23,373
母子衛生費	4,593	28	0	2,168	0	2,397
子ども医療費	11,603	2,541	0	9,062	0	0
健康づくり事業費	1,310	278	0	0	0	1,032
小計	41,501	3,469	0	11,230	0	26,802
合計	876,035	297,199	10,500	27,310	50,970	490,056

※ この資料は、地方消費税引上げ分を「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に明記されたことに伴う説明資料です。

※ 上記の金額は、令和元年度一般会計決算における事業費および財源。

※ (歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金のうち「社会保障財源化分」。

※ 各事業名は令和元年度当初予算書の「目」の名称。事業費は【目】のうち人件費および事務費を除いたもの。

※ 当町における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途は、国民健康保険特別会計操出金(収支不足分)、後期高齢者医療会計操出金に充当。